

様式第十八の四（第11条の3第3項関係）

認定事業適応計画の概要の公表

1. 認定の日付

令和4年2月22日

2. 認定事業適応事業者の名称

株式会社北海道エアシステム

3. 認定事業適応計画の内容

(1) 事業適応に係る事業の目標

株式会社北海道エアシステムは、都市近郊空港である札幌丘珠空港を拠点に、札幌と道内外地方エリア間を小型プロペラ機による多頻度運航で結ぶことで、北海道の経済や道民の皆様の生活を支える交通インフラとしての役割を担っている。

このため、2020年1月以降の新型コロナウイルス感染拡大によって、これまでに経験したことのないような需要減少に見舞われたが、札幌と道内外エリアにおける医療関係者やビジネスの移動、離島等道内遠隔地からの生活移動等を守るため航空ネットワークを維持してきた。

ポストコロナにおいては、北海道内の基礎需要である生活・医療・ビジネス需要の拡大を図るとともに、地域とも連携した観光需要の取込み施策やコロナ禍における観光トレンド変化への対応施策等を展開し、需要総量の拡大を図る。そして、これらの施策による需要拡大に対応するため、新たに導入した機材が大型化されることにより増加する供給量を最大限活用するとともに、機材の運航効率を高めることで、航空ネットワークの拡充を図る。

これらの取組により、コロナ禍で低下した収益力を向上し、地域航空会社である株式会社北海道エアシステムと就航地域の持続的な発展を目指す。

(2) その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

計画終了年度である2025年度のEBITDAマージンが、基準年度である2020年度を5%ポイント以上上回ることを目標とする。

(3) 財務内容の健全性の向上を示す目標

2025年度において、有利子負債がキャッシュフローの10倍以内になることを目標とする。また、経常収支比率は100%を上回ることを目標とする。

(4) 事業適応の類型

成長発展事業適応

(5) 計画の対象となる事業

46：航空運輸業

(選定の理由)

株式会社北海道エアシステムは、これまでも航空運送事業の許可を得て、旅客・貨物の航空運送事業を行ってきており、今後も引き続き地域に根差した航空会社として、生活路線を支えるという社会的使命に加え、地域の皆様や社会のニーズを捉えたサービスの展開を行うことで事業適応を実施していくため。

(6) 事業適応の具体的内容

事業適応にかかる事業の目標を達成すべく、需要喚起策として、基礎需要の拡大および新

たな観光需要の取り込みを行っていく。

基礎需要については、通院・買い物・帰省などの道内生活需要に加え、医師派遣を含めた病院関係者や医薬品事業者、土木・建設等のインフラ整備に関わる事業者、北海道の広大で豊かな自然を活かした一次産業や食品業に関連する事業者などを中心に地域経済を支えるビジネス需要は底堅く、中長期にわたり需要の伸びが見込めるため、JAL ブランドの強みを活かしつつ、ローカルエアラインとして地域に根差した形での営業活動や地域貢献活動に取り組むことで、需要の拡大を目指す。

また、観光需要については、観光庁が推進するアドベンチャーツーリズムが注目される中、地元自治体や観光事業者と連携して、自然や文化に係る観光コンテンツが豊富な北海道の地域資源を活かした旅行商品造成や観光プロモーション活動に取り組むことで、航空機を活用した観光誘客を図る。さらに、コロナ禍における観光トレンドの変化に対応した取組として、マイクロツーリズムやワーケーションなどの新しい旅行スタイルへの対応も強化することで、需要拡大を図る。

これらの施策による需要拡大への対応として、新規に導入した機材が大型化されることにより1機当たり33%増加する供給量を最大限活用するとともに、機材の運航効率を高め、現行の28便/日を最大30便/日とし、下記の路線の増便を行う。

- ・ 主に土日祝日に「丘珠＝利尻線」を2往復に増便し、離島住民の生活交通路線、および札幌市など道央圏から島への観光路線として、さらなる利便性の向上を図る。
- ・ 平日を中心に「丘珠＝函館線」を1往復増便し、医療関係者等を含むビジネス需要に応えることで、さらなる利便性の向上を図る。

なお、ターボプロップ機であるATR型機は、同サイズのジェット機と比較して、CO2排出量が40%少ない機材である。また、当該機には、広々とした客室と6枚羽根のプロペラを装備する等最先端の防音・防振技術が採用されており、かつ、高翼機であるため全窓側席から北海道の雄大な景色が望める。北海道を拠点に就航する航空機としてATR機を活用し、就航地域の自然環境の保護に貢献するとともに、高い快適性・居住性を提供していくことで地域の皆様から愛される航空会社を目指す。

以上により、計画終了年度である2025年度における売上原価をその売上高で除した値を、基準年度における当該値より5%以上低減することを目指す。

- ・ 産業競争力強化法第21条の28第1項の規定に基づく経済社会情勢の著しい変化に対応して行うものとして主務大臣が定める基準への適合：有

(7) 事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期 令和4年(2022年)3月1日

終了時期 令和8年(2026年)3月31日